

環生第05-41号
平成29年5月15日

公益財団法人三重県国際交流財団
理事長 駒田 美弘 様

三重県知事 鈴木英敬



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成29年5月15日 から 平成34年5月14日 まで